

政策 I-2-(2)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献
16年度重点施策	バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS等の国際フォーラムにおける国際ルール策定等への積極的な貢献
参考指標	各国際フォーラムにおける国際ルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等）

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融システムの安定が確保されていること
重点目標	国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等

3. 政策の内容

近年、世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であるとともに、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながる重要な施策であると考えています。

また、近年、世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

金融庁においては、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画することとしています。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

金融庁においては、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

(1) バーゼル銀行監督委員会

我が国は、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、銀行のコンプライアンス機能やコーポレート・ガバナンスのあり方及びバーゼルIIにおけるトレーディング勘定の取扱い等、様々なルール策定や指針の確立等の作

業に積極的に貢献しました。また、バーゼルⅡの実施について、監督当局間の情報交換等を行う新規制実施作業部会を主催したほか、わが国におけるバーゼルⅡ実施の枠組み及び主要邦銀のバーゼルⅡ実施計画に関する説明会を開催するなど、海外当局との情報交換にも積極的に取り組みました。更に、バーゼルⅡが銀行に与える影響度を調べるため、国内影響度調査（フィールド・テスト）を実施しました。

（２）証券監督者国際機構（IOSCO）

我が国は、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、５つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に積極的に貢献しました。例えば、「信用格付機関の基本行動規範」の策定においては、わが国から積極的に意見を発信し、行動規範の策定に大きく貢献したほか、アジア・太平洋地域委員会では、我が国が中心となって、当該地域における債券市場の制度整備状況の調査を行い、その取りまとめを行うなど、IOSCOが積極的に国際的な証券規制監督上の課題を改善していく上で、重要な貢献を行いました。

（３）保険監督者国際機構（IAIS）

我が国は、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、会計小委員会においては本年2月より我が国が議長を務め、「ソルベンシー評価に関する国際的な共通指針」の策定にあたっては、我が国における監督経験に基づき、保険会社の保有するリスクに応じた監督の考え方の整理を提案するなど、重要な貢献を行いました。

（４）ジョイント・フォーラム

我が国は、全ての本会合に参画し、各種の報告書等の作成に積極的な貢献を行いました。また、バーゼル銀行監督委員会、IOSCO、IAIS及び各国金融監督当局との業態横断的な情報交換や連携強化への取組みに積極的に参加しました。

（５）世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA）交渉

我が国は、WTOにおいては、先進国及び途上国との間で金融サービスの自由化について議論を行うなど、金融サービス分野の自由化交渉に積極的な貢献を行いました。また、経済連携協定交渉については、現在行われているアジア諸国との交渉の中で、金融サービスの自由化へ向けて積極的に議論を行っているところです。

5. 今後の課題

引き続き、各国際フォーラムにおいて国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、我が国の立場を主張しつつ、主導的な役割を果たすべく努力していくこととします。

(1) バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準が、より適切な環境整備に貢献するものであると考えています。今後も、国際的な銀行監督の枠組みのあり方に関する議論に積極的に貢献していくとともに、「バーゼルⅡ」の円滑な実施に向け、各国監督当局との調整・情報交換を進めていく必要があります。

(2) 証券監督者国際機構（IOSCO）

今後は、IOSCOが本年4月に公表した「IOSCOの優先課題」を踏まえ、これまでに策定した原則の実施に向け取り組むほか、引き続き、専門委員会、理事会等の主要メンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。

(3) 保険監督者国際機構（IAIS）

各国の保険監督制度の実状等を踏まえてIAISの基準等を策定することは、我が国を含め各国の保険監督水準の向上に資すると考えられます。今後も、会計小委員会議長として小委員会内の議論の取りまとめや他の小委員会との調整にあたること、国際的に共通なソルベンシー評価手法をはじめとする基準等の策定に、わが国の監督経験等も踏まえ参画すること等、一層積極的に貢献していく必要があります。

(4) ジョイント・フォーラム

金融コングロマリットの国際業務の活発化や金融業態区分の不鮮明化が急速に進んでいることに対応すべく、報告書や原則等の作成を含め、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化に引き続き積極的に貢献する必要があります。

(5) 世界貿易機関（WTO）、経済連携協定（EPA）交渉

適切かつ秩序ある金融サービスの自由化を促進することは、各国の経済発展にも資するものであり、今後も引き続きWTOやEPA交渉を通じて金融サービス分野の自由化交渉により一層積極的に参加していく必要があります。

以上を踏まえ、平成18年度において、国際ルール整備体制の強化のための機構定員要求及び国際ルール策定等へ積極的な貢献を行うにあたり、各国際フォーラムへの出席のための予算要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。